

## スペシャルオリンピックス世界大会及び国際競技大会派遣規程

### （目的）

第1条 本規程は、公益財団法人スペシャルオリンピックス日本（以下「SON」という。）が、スペシャルオリンピックス世界大会並びにスペシャルオリンピックス国際本部若しくはその傘下組織又は国際競技団体等が開催する大会・競技会へ派遣するアスリート、ユニファイドパートナー、コーチ、団長・副団長、それ以外の構成員（以下「選手団メンバー」という。）が SON からの決定を受けるにあたり遵守すべき事項を定める。

### （選手団メンバーの決定）

第2条 選手団メンバーは、SON が別に定める「スペシャルオリンピックス世界大会選手団派遣基準」及び「国際競技大会選手団派遣選考基準」に基づき、所定の手続きを経て決定する。

- 2 選手団メンバーとして決定された者であっても派遣前又は派遣期間中において、心身の健康状態その他の事情により大会への参加が困難であると SON が判断した場合には、派遣の全部又は一部を取りやめることがある。

### （メディカルチェック）

第3条 選手団メンバーのメディカルチェックに関する事項は、別に定めるところによる。

- 2 前項のメディカルチェックの結果、大会派遣に耐え得る健康状態にないと判断された場合には、SON は派遣を行わない、又は派遣内容を変更することができる。

### （法令・規程等の遵守）

第4条 選手団メンバーは、日本並びに開催国及び開催地域・都市の法令を遵守しなければならない。

- 2 選手団メンバーは、SO 行動規範及び SON が別に定めるセーフガーディングポリシー、倫理規程、選手団マニュアルその他の関連規程等を十分に理解し、これを遵守しなければならない。
- 3 選手団メンバーは、公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して幹旋、強要をし、また、不当に自己の利益を図ってはならない。
- 4 選手団メンバーは、個人の名誉を重んじ、第三者のプライバシーを守らなければならない。
- 5 選手団メンバーは、社会秩序に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を持ってはならない。
- 6 選手団メンバーは、暴力、ハラスメント、違法賭博、薬物使用等を含む違法行為、

差別行為、迷惑行為、名誉毀損、不適正経理等、スポーツの高潔性を脅かす行為には関与してはならない。

また、その様な行為を発見した場合は速やかに SON に報告しなければならない。

(安全管理)

第5条 選手団メンバーは、安全及び衛生に関する規則、通達、指示等を遵守し、事故及び健康被害の防止に努めなければならない。

(肖像等の取扱い)

第6条 選手団メンバーは、大会主催者、大会組織委員会及び SON が認めた者が、派遣期間中、選手団メンバーを撮影、録画又は録音することに同意するものとする。

2 選手団メンバーは、スペシャルオリンピックス・ムーブメントの推進を目的に、SON が実施する非営利事業において、前項の規定により取得した選手団メンバーの肖像等（本人自身、写真・イラスト、名前、通称、音声などを含むがそれらに限られない。以下同じ。）を使用することに同意するものとする。

3 選手団メンバーは、SON が支給する公式服装を着用し、又は、大会等で得たメダル若しくはリボン等と一緒に、撮影又は録画された自身の肖像等を商業目的で使用し、又はその使用を第三者に許諾してはならない。

(規程等違反への対応)

第8条 選手団メンバーが本規程又はこれに関連する規程等に違反した場合、SON は、当該選手団メンバーに対し、指導、勧告、注意、派遣決定の取り消しその他必要と認める措置を講じることができる。

2 前項の措置にあたっては、SON は事実関係を確認した上で、適切に判断するものとする。

(協議事項)

第9条 本規程に定めのない事項又は本規程の解釈に疑義が生じた事項については、SON において誠意をもって協議し、対応するものとする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の制定、改廃は理事会の承認をもって行う。

附則

本規程は、令和8年(2026年)8月6日から施行する。